

これが「企業の労働110番」です



(一社) 名北労働基準協会 理事・事務局長
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長

石田 和彦

過労死・過労自殺発生時の対応

まだ夏を感じる9月初旬の午後一番、特徴のある着信コールが鳴った。「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、あるビルメンテナンズ業の専務取締役さんでした。

「どうか。また、この後どのように対応をしたらよろしいでしょうか」とのご相談でした。

労働認定されるためには、業務遂行性と業務起因性が

要求されますが、業務起因性については業務と傷病との間に相当因果関係が必要になります。とはいえ、相当因果関係の内容は抽象的なため、実務上、脳血管疾患及び虚血性心疾患等や心理的負荷による精神障害については認定基準が定めら

慌てた声で「今日の午前中に営業所の事務員がくも膜下出血で倒れ、救急車で病院に搬送されました。何とか一命をとり止めましたが、後遺症が残るようです。この場合、労災保険で給付を受けることができるので

れています。

過労死等の認定基準では、時間外労働が1ヵ月あたり100時間以上、又は2ヵ月の平均が80時間以上となれば、過労死との関連性が強いと評価されます。また、上記の時間に至らな

かった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価され、労災認定リスクが高まります。

この認定基準によって労働基準監督署が調査を行い、客観的に証明できる資料（雇用契約書、就業規則、



賃金台帳、出勤簿・タイムカード、健康診断結果等)に基づき、長時間労働があったかどうか等業務上外が認定されることについて、専務取締役さんにご説明しました。一概に労災や過労死といってもその原因はさまざまなものがあるため、企業はこの原因を調査して明確に

するとともに、適正な対応を行うべきです。

- (1)労働時間（残業含む）を正確に把握する
- (2)長時間労働をしている労働者に、産業医や看護師、保健師などへの相談を促す
- (3)健康診断の実施、結果に問題がある場合は再検査を促す
- (4)ストレスチェックの実施
- (5)有給休暇の取得率を上げる
- (6)ハラスメント防止対策を実施する（外部相談窓口の活用）

等が挙げられます。

過労死や過労自殺は労災に認定される可能性が高く、また、それによって事業主はさまざまな企業責任（法的責任・賠償責任）を追及されるリスクがあります。

問題が大きくなる前に専門家に早め早めの相談をすることが大切です。

労働に関するご相談は、愛知県下各労働基準協会

【企業の労働110番】

052-961-7110

をご利用ください。専門相談員が企業の立場でご相談に応じます。（県下労働基準協会未入会企業は、初回来館で相談可）

また、厚生労働省より「令和5年度の精神障害労働災害請求・支給決定件数」が発表され、ともに激増していることがわかりました。

そこで愛知県下各労働基準協会では、令和6年9月9日に弁護士、医学博士、産業カウンセラー、労働保険の各分野の専門家から労働者の心を守る対策を聞き、「精神不調を防ぐことを誓う」「大事な社員の心を守る緊急大会」を急遽無料開催します。

お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付（052-961-1166）まで。



1. 企業の労働110番
2. 大事な社員の心を守る緊急大会

イラスト・木村武司